

## 函館工業高等専門学校表彰規程

昭和46年12月13日

制定

### (趣旨)

第1条 函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)の教職員及び教職員以外の者(以下「教職員等」という。)に対する本校校長の行う表彰等については、他の規定に基づくもののほか、この規程の定めるところによる。

### (表彰状及び感謝状)

第2条 校長が一般の模範として推奨するに値する善行等があったと認めた教職員等には第1号様式による表彰状を授与する。

2 校長が、本校の発展のため顕著な功績があったと認めた教職員等には、第2号様式による感謝状を授与する。

第3条 前条の表彰状及び感謝状にあわせて記念品を贈呈することができる。

### (審議)

第4条 被表彰者等の審議は、校長が教務主事、学生主事、寮務主事及び事務部長に諮り、その意見を徴して表彰等の可否を決定する。ただし、その他校長が必要と認めた者から、意見を求めることができる。

### (雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

#### 附 則

この規程は、昭和46年12月13日から施行する。

#### 附 則

この規程は、昭和49年9月30日から施行し、昭和49年4月11日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成2年2月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第38号)

この規程は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日函高専達第 12 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 6 月 16 日函高専達第 5 号）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第一号様式(第二条関係)

表 彰 状

氏 名 殿

あなたは

よって本校表彰規程によりこれを表彰します

年 月 日

函館工業高等専門学校長 氏

名

印

第二号様式(第二系関係)

感 謝 状

氏 名 殿

あなたは

よって本校表彰規程により感謝の意を表します

年 月 日

函館工業高等専門学校長 氏

名

